

広島県告示第百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第四十九条の規定によつて、同法による施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成二十四年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

高山 聖司	氏 名	住 所		施 術 所	種 業 務 類 の	指 定 年 月 日
廿日市市山陽園一番一〇号 清水マンション二〇二一	名 称	所在地				
リラ四季が丘 整骨院	廿日市市四季が丘六丁目一 五番二〇七号	柔道整復	平成二四年 一月四日			